

議案番号 提案課名	件名 内容
議案第 9 2 号	三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例の制定について
まちづくり協働センター	消費生活プラザを消費生活センターと改め、その機能の拡充を図るに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【趣 旨】

高齢者、若者等社会的弱者を狙う悪質商法の巧妙化に伴う市の消費生活相談センターへの相談件数の急増など、状況の変化への対応が喫緊の課題となっている。このため消費生活相談で浮かび上がってきた課題をスピーディに消費者教育や啓発活動にも連動させるため、消費生活プラザを廃止し、消費生活センターを設置しようとするにあたり、当該条例を改正しようとするもの（消費者相談業務と啓発業務を一体として実施）。

【改正内容】

三田市まちづくり協働センター内の施設【第 3 条第 1 項関係】

【現行】 (4) 消費生活プラザ ⇒ **【改正】** (4) 消費生活センター

施設	使用時間
(1) 駅前子育て交流ひろば	午前 10 時から午後 5 時 30 分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)
(2) 第 3 条第 1 項第 7 号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)	
(3) 消費生活センター及び行政サービスコーナー	午前 10 時から午後 6 時まで
(4) 前 3 号以外の施設	午前 10 時から午後 10 時まで

施設	休所日
(1) 駅前子育て交流ひろば	ア 日曜日、金曜日及び土曜日 イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
(2) 幼児室	
(3) 消費生活センター	ア 毎月奇数週の土曜日 イ 日曜日 ウ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 エ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日
(4) 前 3 号以外の施設	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

【施行期日】

平成 2 7 年 4 月 1 日